

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、呉市立横路小学校で定める教育目標を達成するためのものであり、児童が主体的で自律した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第2章 学校生活に関すること

### (登下校など)

第2条 登下校は、安全を第一とする。

- (1) 登下校は、決められた通学路を安全に留意して歩行する。バス通学の場合は、停留所や車内でのマナーを守る。
- (2) 始業時刻は、午前8時15分とする。校舎への立ち入りは、午前7時30分からとする。
- (3) 欠席・遅刻や早退する場合は、その日の始業時刻までに保護者が学校に連絡する。欠席連絡がない場合は、学校から家庭に連絡し所在を確認する。所在が確認できない場合は、捜索または警察などの関係機関と連携を図る。
- (4) 下校は、予め保護者に示した時刻に学校を出るようにする。
- (5) 欠席児童の保護者に対しては、その日のうちに学校の状況や諸連絡を伝える。

### (学校内でのくらし及び身だしなみ)

第3条 学習活動に適し、規律ある学校生活及び清潔で安全に配慮した身だしなみとなることを原則とする。時・場所・場面に応じた判断ができるようにする。

- (1) 通学用に着用する服装は、学習や運動に適したものとし、名札を左胸に付ける。
  - ・ 装飾として穴が開いているものや裾が足首まであるスカートなど、活動上危険が伴う形態の服装は着用しない。
- (2) 通学用に履く靴は運動靴とし、体育科の授業にも使用できる機能性のあるものとする。雨天の場合は、この限りではない。
- (3) 髪は常に清潔にし、学習や運動に適した髪型とする。
  - ・ 髪を束ねたり留めたりする場合は、ゴムやピンを使用する。
- (4) 防寒具としての厚手の衣類やマフラーなどは登下校のみとする。ただし、換気による健康被害が生じないために保温、防寒目的の教室内での厚手の衣類の着用を認める。
- (5) 学習活動に必要な物品は原則持ち込みを禁止する。また、装飾品の使用は禁止する。
  - ・ お菓子の類、不要な金銭・キーホルダー・遊び道具の類、携帯電話・スマートフォンの類など（携帯電話・スマートフォンの校内への持ち込みについては、別に作成する「携帯電話・スマートフォンの取り扱いについて」に定める。）
  - ・ 色及び香り付きリップクリーム（薬用は可）、マニキュア、身体用シールなど
  - ・ シュシュ、ピアス、ネックレス、ブレスレットなどの装身具

### (体育科関係)

第4条 体育科の授業では、運動しやすく機能性のある体操服に着替えるものとする。

- (1) 体操服は、白の半袖シャツまたは長袖シャツ、紺または青、黒を基調としたハーフパンツまたは長ジャージとし、赤白帽子を着用するものとする。
- (2) 体育館では、体育館シューズに履き替える。
- (3) 水着は、紺または黒を基調としたスクール水着とし、水泳帽子を着用するものとする。
  - ・ 水泳帽子は、学年指定の色にする。
  - ・ 健康上必要な場合は、ゴーグルなどを使用してもよい。

### (学用品)

第5条 学習活動に必要な物品を学用品とし、学用品のみ学校に持ち込めるものとする。

- (1) 学用品については、次のことに留意する。
  - ・ 学用品には記名する。
  - ・ 筆箱や鉛筆、消しゴム、定規などの文房具は、装飾の少ない物を使用する。
  - ・ シャープペンシルやボールペンは、筆圧の加減の指導が必要な小学生の実態から、使用が望ましくないため学用品としない。
  - ・ 靴は、ランドセルとする。

(業 間)

第6条 業間（授業と授業の間の時間）は、安全に配慮して過ごすこととする。

- (1) 5分間の業間は、用便や授業準備の時間とする。
- (2) 20分間の業間は、用便や授業準備および休憩時間とする。
  - ・ 屋外で休憩をする場合は、決められた場所と使用できる用具を守る。
  - ・ ブランコの二人乗りや木登り、ボールを蹴るなどの危険な遊びをしない。

### 第3章 校外での生活に関すること

(外 出)

第7条 外出時には安全に留意するとともに、社会の一員としての自覚をもった言動を心がけるようにする。

- (1) 行き先・目的・共に行動する人・帰宅時刻を保護者に伝え、許可を得て外出する。
- (2) 校区外へは、保護者同伴とする。
- (3) 校区内であっても安全確保のため、次の場所へは保護者同伴とする。
  - ・ 飲食店、遊戯ゲームなどの販売店、レンタルビデオ店、カラオケボックスなど
- (4) 危険な場所・私有地には進入しない。
- (5) 危険な物で遊ばない。
  - ・ ライター、マッチ、ナイフ、エアガン、レーザーポインターなど
- (6) 4～6年生が学習活動を目的に公共施設を利用する場合は、保護者の許可を得る。
  - ・ 呉市広まちづくりセンター、呉市広図書館、呉市営温水プール
  - ・ 1～3年生は、保護者同伴とする。
- (7) 自転車は、保護者の許可を得て使用する。
  - ・ 4年生は、自転車教室を終えてから使用する。
  - ・ 1～3年生は、保護者同伴とする。

### 第4章 特別な指導に関すること

(意 義)

第8条 生徒指導規程に違反する問題行動については、自己の行為を振り返らせるとともに反省を促し、よりよい生活を送ることができるよう徹底した指導を行うこととする。

(問題行動)

第9条 次のような行為があった場合、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
  - ・ 万引き、窃盗、器物破損、威圧・強要行為、建造物への不法侵入、飲酒、喫煙など
- (2) 学校の規則などに違反する行為
  - ・ いじめに関係している場合、暴力行為、不要物の持ち込み、指導に従わないなどの指導無視、暴言、授業妨害や授業態度に問題がある場合など

(指 導)

第10条 説諭や反省文を書かせるなど発達段階に応じた指導を行う。

- (1) 原則別室において複数の教員で行う。
- (2) 事実の確認と反省を促すとともに、再発防止のための具体的な手立てを講じる。
- (3) 児童の反省を踏まえ、保護者と連携する。
- (4) 必要に応じて、教育委員会、警察、こども家庭センターなどの諸機関と連携を図る。

(規程の周知)

第11条 児童に対しては、本規程を踏まえて別に作成する「よころっ子のくらし」を用い指導の徹底を図る。保護者に対しては、入学説明会、PTA 総会、懇談会などで直接説明を行ったり、ホームページに公開したりして周知を図る。また、必要に応じて家庭訪問を実施する。

付 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。